

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 5 年度 第 12 回

農業委員会総会議事録

令和 6 年 3 月 18 日

令和 5 年度 第 12 回横手市農業委員会総会議事録

令和 6 年 3 月 18 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
4. 議案第 60 号 農用地利用集積計画審議について
5. 議案第 61 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
6. 報告第 14 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	平良木 保	出	1 3	高 瀬 俊 作	出
2	木 村 由美子	出	1 4	伊 藤 亨	出
3	菅 原 一太郎	出	1 5	高 橋 尚 也	出
4	佐 藤 仁	出	1 6	佐 藤 省 美	出
5	堀 江 一 彦	出	1 7	佐々木 由紀子	出
6	佐 藤 勇	出	1 8	吉 田 豊	出
7	遠 藤 タミ子	出	1 9	高 橋 康 弘	出
8	丹 波 賢太郎	出	2 0	高 橋 正 也	出
9	小笠原 夏 子	出	2 1	佐 藤 真志子	出
1 0			2 2	千 葉 肇	出
1 1	近 江 清 廣	出	2 3	齊 藤 龍 平	出
1 2	佐々木 秀 一	出	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩	瀬	司
	総務係長	佐	藤	亨
	農地振興係長	片	野	松 浩
	総務係主査	佐	藤	絹 子
	農地振興係主査	伊	藤	俊 一
	農地振興係主査	柴	田	正 之
増田地域局	農委事務局主査	土	崎	正 之
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅 彦
雄物川地域局	農委事務局主査	菊	谷	仁 志
大森地域局	農委事務局主査	高	田	真 紀 子
十文字地域局	農委事務局主査	大	沼	美 奈 子
山内地域局	農委事務局主査	石	橋	大 輔
大雄地域局				

議長	本日の出席者数は23名であります。 横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第12回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第23条第2項により、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 7番 遠藤タミ子 委員 8番 丹波賢太郎 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程2、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。申請案件は12件です。議案書2ページをご覧ください。 「1番」、「2番」は、横手地域局管内からの申請です。 「1番」は、知人に対して贈与をするものです。 「2番」は、新規就農に伴い、兄から弟へ使用貸借による権利設定をするものです。借人は、青年等就農計画の認定を受け新規就農するもので、今後の営農については、支障ないものと判断しています。なお、申請地においては、リンゴやブドウなどの果樹を作付けする予定となっています。 「3番」、「4番」は、平鹿地域局管内からの申請です。 「3番」、「4番」は、相手方の要望により買受をするものです。議案書3ページをご覧ください。 「5番」、「6番」は、雄物川地域局管内からの申請です。 「5番」は、農業廃止に伴い、知人に対して贈与するものです。 「6番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「7番」、「8番」は、大森地域局管内からの申請です。 「7番」は、相手方の要望により買受するものです。 「8番」は、合作地を贈与するものです。議案書4ページをご覧ください。 「9番」は、十文字地域局管内からの申請です。 「9番」は、小作地を買受するものです。 「10番」は、山内地域局管内からの申請です。 「10番」は、親から子へ使用貸借による権利設定をするものです。 「11番」、「12番」は大雄地域局管内からの申請です。 「11番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「12番」は、障害者支援施設[REDACTED]の事業用地として賃貸借設定

	するものです。借人は、現在、障害者支援施設■■■■■を指定管理で運営しております。4 月から同施設を民営化するに伴い、施設用地と一緒に当該農地を借人に有償貸付するものです。借人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人であり、当該農地は業務の運営に必要な施設であり、不許可の例外と認められます。 以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 160 番から 170 番は、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 また、受付番号 171 番は、農地法第 3 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号に該当しますが、農地法第 3 条第 2 項ただし書き、農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハ、第 2 項第 5 号、農地法施行規則第 16 条の不許可の例外となることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
22 番	12 番の借人となっている社会福祉法人は、主にどこで活動している法人なのか。
事務局	十文字に本社を置き、横手市内で社会福祉活動を行っている法人です。
議長	ほかにご質問等ありませんか。 ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 58 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 58 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 6 ページをお開きください。申請件数は全部で 3 件です。 1 番は、横手地域局管内からのものです。 農地区分です。申請地は、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満である農地であるため、「第 2 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、自宅が老朽化してきており建替えを検討しています。4 か所の候補地を検討した結果、立地・面積・価格等の条件から申請地が最適であったため、農地でありますがやむを得ず選定したものです。

土地概要です。申請地は、「 地区交流センター」から南東約 1.2 km に位置しており、地目は登記・現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側・南側は法定外公共物を挟んで宅地及び田、西側は田、東側は市道となっています。

資金計画です。自己資金及び借入資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書及び住宅ローン事前審査通知により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理。雨水排水は前面市道側溝へ放流する計画です。

被害防除については、西側・南側・東側にフェンスを設置する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、さしつかえない旨の意見書が交付されています。他法令については、農用地区域からの除外について、1 月 18 日付けで変更決定公告済みです。

申請地は「第 2 種農地」であります。申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、3 月 5 日、高橋尚也委員と事務局で実施しています。

2 番は、 地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第 1 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、スクリーン印刷及び電気器具部品製造等を行う事業所です。現在の工場が手狭になり、新工場の建築が急務となっています。現工場の近隣で宅地を探しましたが面積等の条件を満たす適地がなく、農地であります。申請地をやむを得ず選定したものです。

土地概要です。申請地は、「 地域局」から南約 800m に位置しており、登記地目・現況地目とも「畑」となっています。隣接地の状況は、北側・西側は市道、東側・南側は畑となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流。雨水排水は水路放流する計画です。

被害防除については、東西南北十分に緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の地区外のため、ありません。他法令については、乗入口の施工について、道路法第 24 条の承認済みです。

申請地は「第 1 種農地」であります。申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当

し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、2月27日、近江清廣委員と事務局で実施しています。

議案書8ページをお開きください。

3番は、[]地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、[]工事を施工しています。下り線橋梁下部構築工事のため、現場付近に作業ヤードが必要になりました。農地以外の土地を探しましたが、現場からの距離や面積等、条件に合う土地が見付からず、農用地ではありますが、申請地をやむを得ず選定したものです。

土地概要です。申請地は、「[]」から北西約400mに位置しており、登記地目・現況地目とも「畑」となっています。隣接地の状況は、西側・北側は市道、東側は田、南側は河川敷となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、預金通帳の写しにより確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は側溝へ放流する計画です。

被害防除については、土地の境界を区分けする計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の地区外のため、ありません。他法令については、特にありません。

申請地は「農用地区域内農地」ではありますが、一時的な利用に供するものであり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。現地調査は、3月1日、高橋正也委員と事務局で実施しております。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第59号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長	全員賛成ですので、「議案第 59 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 4、「議案第 60 号 農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	はじめに、「整理番号 207 番」は、議席番号 11 番 近江清廣委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 11 番 近江清廣委員 一時退席)
議長	「整理番号 207 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。 「整理番号 207 番」につきましては、議案書 16 ページになります。 出し手農家と受け手農家の間において 3 月 19 日付けで農用地利用集積計画の公告により 3 年間の利用権を再設定するものとなっております。 本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 207 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 207 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 11 番 近江清廣委員 着席)
議長	次に、「整理番号 232 番」から「整理番号 235」は、議席番号 12 番 佐々木秀一委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 12 番 佐々木秀一委員 一時退席)

議長	「整理番号 232 番」から「整理番号 235」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。「整理番号 232 番」から「整理番号 235 番」につきましては、議案書 19 ページ及び議案書 20 ページになります。 出し手農家と受け手農家の間において 3 月 19 日付けで農用地利用集積計画の公告により 5 年間の利用権を再設定するものとなっております。 本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 232 番」から「整理番号 235」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 232 番」から「整理番号 235」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 12 番 佐々木秀一委員 着席)
議長	次に議事参与の制限の案件を除く、「整理番号 169 番」から「整理番号 322 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。議案書 12 ページになります。 「整理番号 169 番」から「整理番号 171 番」までの 3 件につきましては所有権移転となります。秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。 次に相対による利用権設定になります。 議案書 13 ページの「整理番号 172 番」から議案書 21 ページの「整理番号 250 番」までの議事参与案件を除く 74 件につきまして、再設定が 40 件、新規設定が 34 件となっております。 続きまして、農地中間管理事業になります。 議案書 21 ページの「整理番号 251 番」から議案書 29 ページの「整理番号 320 番」までの 70 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、3 月 19 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。

	最後に、利用権の移転になります。 議案書 30 ページの「整理番号 321 番」及び「整理番号 322 番」の 2 件について、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や契約残存期間について、同一条件で権利を移転するものとなっております。 なお、未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。 本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。 議事参与の制限の案件を除く、「整理番号 169 番」から「整理番号 322 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く、「整理番号 169 番」から「整理番号 322 番」について、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 60 号」については、「異議のないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 61 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。 今月の案件は権利移転のみとなっております。議案書 34 ページの「整理番号 8 番」から「整理番号 15 番」までの 8 件につきまして、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について原契約と同一条件で利用権を移転するものとなっております。今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、県への認可申請を行い、令和 6 年 4 月 30 日付けで県が公告するものとなっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。 「議案第 61 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 61 号」については、承認することに決定いたします。
議長	日程 6、「報告第 14 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 36 ページをご覧ください。報告件数は平鹿地域局管内の 1 件です。 照会地は、「 地区交流センター」から北西約 2.2 k m に位置しています。 隣接地の状況は、北側・東側・南側は宅地、西側は市道となっています。 土地の状況です。申請者の亡くなった父が、昭和 50 年頃に小屋を建築し、現在に至っています。農地転用許可が必要であることを知らずに建築してしまったとのことです。現在も小屋が建っており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。 現地調査は、2 月 26 日、飯野正和会長、松井覚推進委員、武藤吉喜推進委員と事務局で実施しています。 調査結果は、2 月 27 日付けで記載のとおり報告しています。 報告は、以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (質問、意見なし)
議長	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。 「報告第 14 号」の報告を終わります。
議長	以上をもちまして、第 12 回総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。 (10 時 37 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和6年3月18日

議 長 飯 野 正 和

署名委員 遠 藤 タミ子

署名委員 丹 波 賢太郎